

令和元年 12 月 20 日

令和 2 年度薬価制度改革について

日本ジェネリック製薬協会
会長 澤井 光郎

本日、中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」）において、「令和 2 年度薬価制度改革の骨子」がとりまとめられましたが、これに関し日本ジェネリック製薬協会から次のとおり意見を表明します。

今回の骨子においてはジェネリック医薬品に関して、「新規後発品の薬価算定については現在の取扱いを継続し、後発品の乖離率、安定供給への対応等を踏まえて引き続き検討することとする」とされるとともに、「改定前薬価が各価格帯の加重平均値を下回る品目については、それぞれの価格帯ごとに、該当する全ての品目を改めて加重平均し、これを当該品目の改定後薬価とする」等集約の方法が見直されました。

今回の骨子は私どもの要望も反映された内容であり、ジェネリック医薬品産業に対し深いご理解をいただいたことに感謝を申し上げます。

私どもの産業は「2020 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とする」という政府目標を達成し、その後も引き続き多くの製品の長期にわたる安定供給を担う責務を有しています。新しい薬価制度のもとでこの責務を果たすことで、国民の皆様の負託に応えてまいり所存です。また、今回中医協での業界のあり方や品目数に関するご指摘については、新しい制度のもとでのより適切な企業間競争により結果的に産業構造の転換に繋がるものと考えています。

私どもは、「次世代産業ビジョン」を本年 9 月に公表しています。医療の質を下げずに医療資源の有効活用に寄与するジェネリック医薬品の供給、さらに次世代に向けた取組を通し、国民の医療を守る社会保障制度の持続性に貢献することを謳った本ビジョンの実現を目指してまいります。（了）

<参考>

【「令和2年度薬価制度改革の骨子」(抜粋)】

(新規後発医薬品の薬価算定)

- 新規後発品の薬価算定については現在の取扱いを継続し、後発品の乖離率、安定供給への対応等を踏まえて引き続き検討することとする。

(既収載後発医薬品の薬価改定)

- 価格帯の集約により改定前より薬価が引き上がることを抑制するため、以下のように対応する。
 - (1)市場実勢価格に基づく算定値が、改定前に属していた価格帯より上の価格帯に相当する品目について、改定前薬価が当該上の価格帯の加重平均値を下回る場合は、改定前と同じ価格帯に属すものとして算定を行う。
 - (2)最高価格の30%以上50%未満の価格帯及び30%を下回る価格帯において、改定前薬価が各価格帯の加重平均値を下回る品目については、それぞれの価格帯ごとに、該当する全ての品目を改めて加重平均し、これを当該品目の改定後薬価とする。
- また、G1品目又はG2品目に係る後発品は、市場から撤退する予定のG1品目に係る後発品のうち増産対応するものとそれ以外で価格帯を分けることとしている。

後者について、価格帯の集約により改定前より薬価が引き上がることを抑制するため、①改定前薬価が加重平均値を下回る品目については、該当する全ての品目で改めて加重平均を行う、また、②改定前薬価が加重平均値以上の品目については、該当する全ての品目で改めて加重平均を行ことし、それぞれ価格帯を集約する。
(なお、加重平均値が最低薬価を下回る場合、当該価格帯に含まれる各医薬品について、当該医薬品に係る最低薬価を適用する。)